

令和5年度 陸別町景観形成事業

空家等の解体撤去に対する  
経費の一部を助成します。

空き家を解体し、景観に配慮した土地の有効活用によって陸別町の豊かな景観の形成を進めましょう。

\* 空家等の解体撤去に係る補助金額は次のとおりです。

◎ 補助の内容

空家の構造	補助基本額	補助率	補助金額
木造基礎有（布基礎）	@17,800円 × 空家延面積(m <sup>2</sup> )	× 50% =	
木造基礎無（束石）	@13,100円 × 空家延面積(m <sup>2</sup> )		
非木造	@22,300円 × 空家延面積(m <sup>2</sup> )		

<補助上限額>

空家1棟につき補助金額の上限額は50万円となります。

\* 延床面積90m<sup>2</sup>の住宅（木造基礎有）を解体する場合

補助基本額 17,800円 × 90m<sup>2</sup> = 1,602,000円

補助率50% 1,602,000円 × 50% = 801,000円

解体に係る補助金額は上限額が50万円を超えるため、上限の50万円となります。

\* 延床面積70m<sup>2</sup>の住宅（木造基礎無）を解体する場合

補助基本額 13,100円 × 70m<sup>2</sup> = 917,000円

補助率50% 917,000円 × 50% = 458,500円

解体に係る補助金額は 458,000円となります。（千円未満切り捨て）

- ◇ 補助対象物件は、個人所有する空家（専用住宅及び併用住宅で、居住がないもしくは今後居住がなくなる予定の建物）で、陸別町内の事業者が解体を行うものに限りま。
- ◇ 対象地域は、陸別町市街地（\*陸別町公共下水道共用区域内をいう。）です。
- ◇ 町外の所有者の方も申請が可能です。
- ◇ 申請から補助金交付決定（解体着手可能）となるまで時間がかかるので、早めにご相談ください。
- ◇ 申請書の提出は、令和5年4月1日から12月28日までとなります。
- ◇ 申請手続き等詳しくは、役場総務課企画財政室までお問い合わせください。

問合せ・申込先 陸別町役場総務課企画財政室（27-2141 内線：215）